

負債に関する会計基準を巡る 国際的な動向と今後の検討課題

すずき なおゆき ふるいちみね こ もり たけし
鈴木直行 / 古市峰子 / 森 毅

要 旨

負債に関する会計基準を巡る近年の国際的な動向をみると、将来のキャッシュ・アウトフローの可能性を経済的実態に即して貸借対照表上の負債情報に反映させるとの考え方から、従来は負債認識されていなかった債務について、より幅広く負債として認識しようとする動きがみられる。こうした動きは、負債の認識・測定のあるり方に变化をもたらすとともに、利益計算にも影響を与えるものである。本稿は、こうした動きの例として年金債務、閉鎖債務（原子力発電所などを将来閉鎖することに関する債務）債務保証に関する国際会計基準および米国会計基準を取り上げ、その特徴を考察するとともに、負債情報の提供のあり方に関する今後の課題を検討するものである。

考察の結果、負債の認識拡大をもたらす特徴的な動きとしては、将来のキャッシュ・アウトフローの発生に関する確実性の程度を負債の認識要件ではなく測定要素として勘案することによって、その確実性が低い場合でも負債認識を要求する考え方が採用されていることや、個別基準により推定的債務の負債認識が求められていることを挙げることができる。また、利益計算への影響に関しては、従来と同じく収益・費用の期間対応に基づいた損益処理がなされていることや、市場金利の変化に伴う損益のボラティリティを緩和するための措置が導入されていることを特徴として挙げることができる。

将来のキャッシュ・アウトフローの可能性を経済的実態に即して負債情報に反映させるという方向性は、投資家等への情報提供の充実に資するものと考えられるものの、それがかえって負債情報の信頼性や利益情報の有用性の低下を招くことにならないかといった観点から、今後十分な検討が必要であろう。

キーワード：負債会計、年金債務、閉鎖債務、債務保証、引当金、偶発債務

本稿は、2003年12月9日に日本銀行金融研究所が開催したワークショップ「会計上の負債と資本：キャッシュ・アウトフローにかかるリスクの認識・評価」の報告論文として作成したものである。公表に当たり、若干の加筆・修正を行った。なお、本稿で示されている意見およびあり得べき誤りは、すべて筆者ら個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

鈴木直行 日本銀行金融研究所研究第2課調査役（E-mail: naoyuki.suzuki@boj.or.jp）
古市峰子 日本銀行金融研究所研究第2課主査（E-mail: mineko.furuichi@boj.or.jp）
森 毅 日本銀行金融研究所研究第2課副調査役（E-mail: takeshi.mori@boj.or.jp）

1. はじめに

負債に関する会計基準を巡る近年の国際的な動向をみると、将来のキャッシュ・アウトフローの可能性を経済的実態に即して貸借対照表上の負債情報に反映させるとの考え方から、従来は負債認識されていなかった債務について、より幅広く負債として認識しようとする動きがみられる。こうした動きは、負債の認識・測定のあり方に変化をもたらすとともに、利益計算にも影響を与えるものである。

本稿では、こうした負債に関する会計基準を巡る国際的な動向を分析し、負債情報の提供のあり方に関する今後の課題を検討することとしたい。本稿の構成は次のとおりである。まず2節では、国際会計基準¹および米国会計基準を対象に、将来のキャッシュ・アウトフローの可能性をより幅広く負債として認識しようとする会計基準の例を取り上げ、その特徴を整理する。そのうえで、3節では、2節で取り上げた会計基準が負債の認識・測定のあり方や利益計算のあり方の面で投げかけている課題を検討する。4節は、本稿全体の結びである。

2. 負債に関する会計基準を巡る近年の国際的な動向の特徴

本節では、負債に関する会計基準を巡る近年の国際的な動向として、国際会計基準および米国会計基準を対象に、報告企業における将来のキャッシュ・アウトフローの可能性を経済的実態に即してより幅広く負債として認識しようとする会計基準の例を取り上げ、その特徴を分析する。具体的には、年金債務、閉鎖債務（原子力発電所などを将来閉鎖することに関する債務）および債務保証に関する会計基準を取り上げる。

(1) 年金債務に関する会計基準

イ. 会計基準の概要

年金にかかる事業主（以下「企業」という）の費用負担や債務に関する会計については、国際会計基準および米国会計基準のいずれにおいても、年金を「従業員が提供した労働の対価（報酬の一部）としてその退職後に企業から支給されるもの」と捉えたうえで、これにかかる事業主の費用負担や債務を従業員の労働の

1 本稿において国際会計基準とは、国際会計基準委員会（IASC：International Accounting Standards Committee）により設定された会計ルール（個別の会計基準はInternational Accounting Standards <IAS>と称される）を指す。なお、IASCは2001年4月に国際会計基準審議会（IASB：International Accounting Standards Board）に改組され、それ以降に作成・公表される会計基準の呼称はIFRS（International Financial Reporting Standards）に変更されている。

提供により企業に給付義務が発生した時点で認識すべきとの考え方が採られている。そして、いわゆる確定給付型年金²については、従業員に対する将来の年金給付のうち認識時点（貸借対照表日）までに発生していると考えられる額（年金債務）から年金給付のために保有されている資産（年金資産）を控除した額を企業の貸借対照表上、負債（年金負債）として認識するとともに、当期における年金債務の増加額等を当期の費用（年金費用）として認識することを求めている。具体的には、以下のとおりとされている。

（イ）国際会計基準

国際会計基準では、IAS 19号「従業員給付」³が年金にかかる企業の費用負担や債務の会計処理を規定している⁴。これによれば、企業は、年金債務に未認識過去勤務債務⁵や未認識数理計算上の差異⁶を加減した額から、年金資産を控除した額を、年金負債として貸借対照表に計上することとされている（IAS 19 par. 54）。

$$\begin{aligned} \text{貸借対照表上の年金負債額} &= \text{年金債務} - \text{未認識過去勤務債務} \\ &\pm \text{未認識数理計算上の差異（差益は加算、差損は減算）} - \text{年金資産} \end{aligned}$$

このうち、年金債務とは、一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて退職後に従業員に支給される給付のうち認識時点（貸借対照表日）までに発生している債務をいう。年金債務は、各従業員の退職時に見込まれる年金給付額（以下「年金給付見込額」という）のうち、貸借対照表日までに発生していると認められる額を見積もったうえで⁷、かかる見積額を貸借対照表日現在の優良社債の

2 企業年金制度には、将来受給できる年金額が報酬や勤続年数に基づいて予め定められている、いわゆる確定給付型の年金制度（国際会計基準や米国会計基準では給付建年金制度と呼称）のほか、予め年金額が定まっておらず、企業あるいは受給者が拠出した掛金とその運用益の合計額を基礎として、その範囲内で年金が給付される、いわゆる確定拠出型の年金制度（国際会計基準や米国会計基準では掛金建制度と呼称）がある。ここでの分析対象は、前者に関する会計処理に限定する。

3 IAS No. 19, “Employee Benefits”。IAS 19号は、もともとは1983年にIAS 19号「事業主の財務諸表における退職給付の会計」として公表されたものであったが、当時の多くの基準と同様に会計処理につき複数の選択肢を認めるものであったため、その後の比較可能性プロジェクトの一環として1993年にIAS 19号「退職給付コスト」として改訂された。1998年にはIAS 19号「従業員給付」として再び全面改訂がなされ、それ以降も、いくつかの部分改訂が行われて現在に至っている。なお、本稿では、特に断らない限り、IAS 19号とは、1998年の全面改訂以降のものを指すこととする。

4 IAS 19号は、「従業員給付」という標題のとおり、年金のみならず、有給休暇、賞与制度、医療給付等、従業員が提供した勤務と交換に企業が与えるあらゆる形態の対価にかかる会計処理が規定されている。

5 IAS 19号や後述の米国会計基準では「過去勤務費用（past service cost）」と呼ばれているが、ここでは、日本の「退職給付に係る会計基準」（以下、日本基準）に準じて、「過去勤務債務」という用語を用いることとする。

6 IAS 19号や後述の米国会計基準では「保険数理的損益（actuarial gains and losses）」と呼ばれているが、ここでは、日本基準に準じて、「数理計算上の差異」という用語を用いることとする。

7 原則として、年金給付見込額を当該年金制度の給付算定式に基づいて各期に配分することにより算定される（IAS 19 par. 67）。

市場利回り等を参照して決定された割引率および従業員のそれぞれの残存勤務期間に基づいて現在価値に割り引き（IAS 19 pars. 63～91）⁸、それを合算することによって求められる。

年金債務を捉えるための概念としては、主に 法的に受給権が確定した給付分についてのみ計算される確定給付債務（VBO：vested benefit obligation）、受給権の確定、未確定にかかわらず当該日までに提供された従業員の勤務に対応し、かつ現在の給与水準に基づいて計算される累積給付債務（ABO：accumulated benefit obligation）および ABOに加え、将来の昇給率をも勘案して計算される予測給付債務（PBO：projected benefit obligation）があるが、これらのうち、IAS 19号ではPBOが用いられている。

次に、過去勤務債務とは、年金給付水準の改訂等に起因して発生した年金債務の現在価値の増加部分をいう（IAS 19 par. 7）。こうした債務については、その発生した時点で一括費用処理する（費用を即時認識する）との考え方もあり得るが、IAS 19号では、年金の受給権が確定するまでの平均期間にわたり規則的に償却（費用処理）する⁹というかたちで遅延認識することとされている（同par. 96）。このうち、当期において費用処理の対象とされず、来期以降の費用として遅延認識することとされた部分を未認識過去勤務債務といい、各期の年金負債の算定において控除される。

また、数理計算上の差異とは、年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異、年金債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異および見積数値の変更等により発生した差異をいう（IAS 19 par.7）が、これについても、遅延認識が認められている。その方法として、IAS 19号では「回廊アプローチ」と呼ばれる方法が原則とされている（同par. 92）。回廊アプローチとは、未認識の数理計算上の差異の累計額が一定の幅（「回廊」）を超えない場合には、かかる数理計算上の差異を当期の年金費用および年金負債として認識しなくてもよいというものである¹⁰。さらに、かかる「回廊」を超過する数理計算上の差異についても、それが発生した期にそのすべてを即時認識するのではなく、従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数で規則的に償却するというかたちで遅延認識することが認められている（同par. 93）。

8 こうした年金債務や後述の年金費用を算出する際に用いられる保険数理上の仮定の設定方法としては、長期的な傾向に基づいて仮定を設定し、基本的な状況の変化が発生したとみなされるまでは基礎率を変更すべきではないという年金財政の考え方をベースとする「保険数理的アプローチ」と、現在の市場金利を基礎として仮定を設定する「時価アプローチ」があるとされているが（企業財務制度研究会 [1999] pp.111～113参照）IAS 19号では、当期に帰属させる年金費用には当期の金利を反映すべきであること、年金資産を現時点の価値（公正価値）により測定する場合には、関連する債務についても、測定の基礎が異なることによる不適切な不安定を避けるために現在の割引率によって割り引かなければならないこと等（IAS 19(revised 2000)Appendix C par. 33）の理由から、時価アプローチが採られている。

9 既に受給権が確定している退職従業員にかかる過去勤務債務については、即時認識が要求される（IAS 19 (revised 2000)Appendix C par. 55(b)）。

10 かかる「回廊」として、例えばIAS 19号では、貸借対照表日における年金債務の現在価値の10%と年金資産の公正価値の10%のいずれか大きいほうとされている（IAS 19 par. 92）。

その結果、「回廊」を超過する数理計算上の差異のうち、当期の費用処理の対象とされずに来期以降の費用として遅延認識することとされた部分（未認識数理計算上の差異）についても、未認識過去勤務債務と同様に各期の年金負債の算定において控除されることになる¹¹。なお、数理計算上の差異については、こうした遅延認識が認められる一方で、より早期に認識することも、また、発生時に一括認識することも可能とされている（同par. 95）。

最後に、年金資産とは、企業年金制度に基づき年金給付に充てるために積み立てられている資産をいい、貸借対照表日現在における公正価値によって評価され、年金負債の算定に当たって年金債務から控除される（IAS 19 par. 102）。

企業は、以上の方法により算定された年金負債を貸借対照表に計上するとともに、年金負債の当期増加額（期首における年金負債と期末における年金負債の差額）等を年金費用として損益計算書に計上することが要求される。損益計算書に計上される年金費用の額は、具体的には、当期の勤務費用¹²および利息費用¹³の合計額に、前述した過去勤務債務および数理計算上の差異のうち当期に費用処理するとされたものを加えた額から、年金資産にかかる当期の期待運用収益相当額¹⁴を控除したものととして求められる（IAS 19 par. 61）。

損益計算書上の年金費用額

$$= \text{勤務費用} + \text{利息費用} + \text{過去勤務債務および数理計算上の差異にかかる費用処理額} - \text{年金資産にかかる期待運用収益相当額}$$

（ロ）米国会計基準

米国においては、主にSFAS 87号「事業主の年金会計」¹⁵（1985年公表）が、年金にかかる企業の費用負担や債務の会計処理について規定している。その内容は、年金給付見込額のうち認識時点までに発生したと認められる年金債務と年金資産との差額を貸借対照表に負債計上するとともに、当期に発生した年金費用を損益計算書に計上するという基本的な考え方は、IAS 19号と同じである。また、過去勤務債務にかかる費用の遅延認識や、数理計算上の差異に関する「回廊アプローチ」の採用

11 なお、IASBでは、現在、かかる数理計算上の差異について認められている「回廊」を廃止する案が検討されている（後述参照）。

12 勤務費用とは、一期間の労働の対価として発生したと認められる年金給付額をいい、上述の年金給付見込額のうち当期に発生したと認められる額を、一定の割引率および従業員の残存勤務期間に基づき割引計算することにより求められる。

13 利息費用とは、割引計算により算定された期首時点における年金債務について、期末までの時の経過により発生する計算上の利息をいい、期首の年金債務に割引率を乗じて計算される。

14 年金費用の算定に当たり控除されるのは年金資産の「期待」運用収益相当額であり、それと実際の運用収益との差異は、数理計算上の差異に含まれる（IAS 19 par. 105）。また、期待「運用」収益であることから、掛金の拠出や年金支給に伴う年金資産額の増減は含まれない。

15 SFAS No. 87, "Employer's Accounting for Pensions".

についても、IAS 19号とほぼ同じである。しかしながら、SFAS 87号では、年金負債の計算において、まず当期の年金費用と年金資産への拠出額との差額（フローの差額）を算定し、年金費用が拠出額を上回る場合には当該超過額を未払年金費用として負債計上したうえで、必要な場合には、当期末の年金債務と年金資産の差額（ストックの差額）を追加最小負債として加算することで調整するといったアプローチが採られている点、および、その際の年金債務概念として、フロー側（未払年金費用）の計算においてはPBOを使用する一方で、ストック側（追加最小負債）の計算においてはABOを使用するという折衷的なアプローチが採用されている点に特徴がある。その結果、SFAS 87号では、ABOベースの年金債務と年金資産の公正価値との差額（未積立ABO）が、年金負債によってカバーされるべき基本的な金額となっている¹⁶。

なお、追加最小負債（未積立ABOの未払年金費用に対する超過額）が計上される場合には、同時に、追加最小負債と同額が、無形資産または「その他の包括利益」（控除項目）として資産または資本の部に計上される¹⁷。これによって、追加最小負債の部分は当期の利益計算には反映されないかたちとなる。

ちなみに、かかる追加最小負債の計算において年金債務から控除されるのは年金資産の公正価値のみであって、未認識過去勤務債務や未認識数理計算上の差異は控除されない。換言すれば、SFAS 87号では、IAS 19号と異なり、ABOベースではあるものの、未認識過去勤務債務や未認識数理計算上の差異が年金負債として認識されることになる（追加最小負債の部分は、まさにこれらに相当する）。もっとも、前述のとおり、追加最小負債が計上される場合には、同額が無形資産または「その他の包括利益」として計上されるため、未認識過去勤務債務や未認識数理計算上の差異に相当する金額は当期利益には反映されないかたちとなっている。

ロ．負債の認識・測定や利益計算上の特徴

これらの会計基準を負債の認識・測定や利益計算上の特徴という観点からみると、主に「推定的債務」（constructive obligations）を負債として認識することを

16 すなわち、SFAS 87号では、まず、前述のIAS 19号と同様の方法により、PBOベースの年金給付見込額を基に当期の年金費用が計算され、損益計算書に費用として計上される。次に、かかる年金費用と、当期において実際に年金資産に拠出された金額を比較し、年金費用のほうが拠出額を上回る場合には、その差額（純年金費用）が未払年金費用として負債計上される。続いて、ABOベースの年金給付見込額のうち、当期末時点までに発生した年金債務の額が計算される。それが年金資産の公正価値を上回る場合（かかる差額は「未積立ABO」あるいは「最小負債」と呼ばれている）であって、当該未積立ABOの額が負債計上されている未払年金費用の額を超える場合には、その超過額が「追加最小負債」として追加的に負債計上される（未払年金費用と合算して表示される）。このようにして、SFAS 87号では、むしろ、ABOベースの年金債務と年金資産の公正価値との差額（未積立ABO）が、年金負債によってカバーされるべき基本的な金額となっている。

17 無形資産として計上する額は未認識過去勤務債務が上限とされており、それを超過する部分（未認識の数理計算上の損失に相当する部分）については、「その他の包括利益」として資本の部の控除項目として計上することとされている。

明示的に求めていること、および、負債の測定に将来のキャッシュ・アウトフローの見積り計算や市場金利による現在価値への割引計算等の手法を用いるとともに、それに伴う利益計算への影響を緩和する措置が採られていることが特徴的である。以下、これらの点について、やや詳しくみていくこととする。

(イ)「推定的債務」の負債認識

年金については、過去においては、従業員の長年にわたる勤務に対する恩恵あるいは従業員の功績に対する報償として、その退職後に企業が従業員に与えるものと考えられる傾向が強かった。その結果、企業は従業員に対して年金支給義務を負っているわけではないとの考え方から、将来における年金支払額等は、会計上はオフバランスとされていた。しかしながら、企業年金制度が普及するに伴い、年金は従業員の労働提供の対価として退職後に支払われるもの（賃金の後払い）であるとの認識が強まるようになった¹⁸。そして、こうした理解は、例えば1974年に米国において、企業年金加入者の年金受給権について規定した「従業員退職所得保障法」（通称ERISA法¹⁹）が制定されたことによって一層強まった。それに伴い、会計上も、年金給付にかかる企業の義務を負債として認識すべきではないかと考えられるようになった。

法的にみれば、企業の債務として確定しているのは、受給要件を満たした企業年金加入者の年金受給権に対応する部分（年金債務概念でいえばVBOに相当するもの）のみであり、未だ受給要件を満たしていない加入者に対する将来の年金支払に関する部分（ABOまたはPBOにおけるVBOを超える金額に相当する部分）は確定した債務ではない。法的にみて確定していない債務には、法的債務のうち支払時期・金額が未だ確定していない債務のほか、そもそも法的債務に該当しない推定的債務²⁰が含まれる。この点、国際会計基準、米国会計基準のいずれの概念フレームワーク（個別の会計基準を設定するための概念的な枠組みであり、いわば会計基準設定上の憲法に当たるもの）においても、法的債務のみならず推定的債務も負債の定義²¹を満たし、「将来における経済的便益を持つ資源の流出の可能性が高い」等

18 こうした経緯については、例えば企業財務制度研究会[1999] p. 21以下等を参照。

19 Employment Retirement Income Security Act of 1974.

20 推定的債務について国際会計基準では、「通常取引慣行、慣習、および、良好な取引関係を維持したい、または、公正とみなされるよう行動したいという要望、から生じる債務」とされている（「財務諸表の作成および表示に関するフレームワーク（Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statement）」par. 60）。また、米国会計基準では、「ある特定の状態における事実から生み出されたり、推定されたり、解釈される債務」とされている（「財務会計概念書（SFAC：Statement of Financial Accounting Concepts）」6 par. 40）。

21 国際会計基準では、負債は「過去の事象から生ずる企業の現在の債務で、これを決済することにより経済的便益を意味する資源が企業から流出する結果になると予想されるもの」とされている（「財務諸表の作成および表示に関するフレームワーク」par. 49）。また、米国会計基準では、負債は「過去の取引または事象の結果として、特定の経済主体が、他の経済主体に対して、将来、資産を譲渡または用役を提供しなければならぬ現在の債務から生じる、蓋然性の高い将来の経済的便益の犠牲」とされている（SFAC 6 par. 35）。

の認識規準を満たす場合には負債として認識することとされている。そして、IAS 19号およびSFAS 87号は、年金負債の範囲としてVBOではなくABOあるいはPBOを採用しているという点で、こうした推定的債務の負債認識を個別の会計基準において具体的に要求するものであるとみることができる²²。

このように、IAS 19号やSFAS 87号が年金債務の認識をVBOによること（すなわち負債認識の対象を法的に確定した債務のみにとどめること）を否定した理由については、例えばSFAS 87号（pars. 148～149）は次のように説明している。すなわち、会計処理は反証のない限りゴーイング・コンサーンの前提に基づくべきであり、これを年金に当てはめれば、制度が将来も存続し、制度規約によって規定される年金が将来実際に給付されることを前提とすべきである。したがって、企業にとって可能性のある将来の経済的便益の犠牲は、制度を終了させる場合の債務や既に法的に確定した債務には限られない。

なお、年金債務の認識に関して、VBOの代わりにABOとPBOのいずれを採用するかについては、IAS 19号とSFAS 87号とでは、前述のとおり違いがみられる。すなわち、IAS 19号では、年金債務および年金費用の計算に当たってPBOが用いられているのに対して、SFAS 87号では、年金費用の計算においてはPBOを使用する一方で、年金負債の基本的な計上額を計算する際にはABOを使用するという、折衷的なアプローチが採用されている。ただし、SFAS 87号においても、概念的には年金債務概念としてPBOが望ましいと考えられており、折衷的なアプローチが採られたのはPBOを基に年金負債を計算することに対して実務界から激しい反対があったためとされている（SFAS 87 pars. 98～107）²³。また、米国会計基準では、SFAS 132号「年金およびその他の退職給付に関する事業主のディスクロージャー」²⁴（1998年公表）等により、年金負債や年金資産の変動要因等に関する詳細な開示を要求するなど、企業の年金負債にかかる開示情報の充実が図られている²⁵。

22 この点、例えばIAS 19号では、退職後給付（年金）の会計処理に関し、「企業は、給付建制度の正式な条件による法的債務のみならず、企業の非公式の慣行により生じる推定的債務についてもすべて会計処理しなければならない」（par. 52）と明記している。そして、こうした推定的債務が生じる場合として、「当該企業が従業員給付を支払う以外に現実的な選択肢を有しない場合には、非公式の慣行から推定的債務が発生する」（同）としている。

23 年金負債の計算にPBOを用いることの問題点としては、「過去の取引または過去の事象の結果生じた現在の義務」という負債の定義に反するのではないかという点と、将来の給付水準のような不確定な事象に基づく債務を信頼性をもって測定できるのかといった点が指摘されている。なお、こうした点につき、IAS19号では、ABOによるのかPBOによるのかという問題は、数理計算上の仮定に将来の給付水準を含めるかどうかという問題であると整理されている。すなわち、数理計算上の仮定は債務が存在するかどうかを決定するものではなく、既に存在する債務を資源流出額の最善の見積値によって測定するために使用するものと考えられ、年金債務に将来の給付水準を反映させるか否かは、既に存在する債務の測定にかかるとして、予想される将来の資源流出額が将来の給付水準を反映するものである以上、年金債務としてはPBOを採用すべきであると説明されている（以上の点につき、例えば企業財務制度研究会〔1999〕pp. 74～76参照）。

24 SFAS No. 132, “Employers’ Disclosures about Pensions and Other Postretirement Benefits”。

25 年金にかかる企業の開示については、2003年10月にFASBから公開草案「年金およびその他の退職後給付にかかる事業主の開示」が出され、開示情報の一層の拡充が提案されている。

(ロ) 見積り計算や市場金利による割引計算等を伴う負債測定と利益計算への影響の緩和措置

IAS 19号やSFAS 87号における年金負債の測定の特徴は、年金債務や年金費用の額を、将来の給付水準等の見積りや、貸借対照表日における優良社債の市場利回り等を基に決定された割引率といった保険数理計算上の仮定を用いて算定し、そのようにして算定した年金債務から年金資産の公正価値評価額を控除した金額を負債として計上することとされている点である²⁶。これは、年金にかかる企業の費用負担や債務を、会計上、より経済的実態に即して取り扱うとの考え方に立つものと理解することができる。

その一方で、IAS 19号およびSFAS 87号のいずれにおいても、こうした負債測定に伴う見積りの修正や市場金利の変化等から生じる損益（具体的には数理計算上の差異）については、前述のとおり、「回廊」という幅を設けることにより、その範囲内に収まる損益については年金費用および年金債務として認識しなくてもよく、「回廊」を超えた部分についても、一定の期間で定期的に償却すればよいというかたちで、費用の遅延認識が認められている。

こうした費用の遅延認識を許容する理由については、各会計基準においては、次のように説明されている。まず、米国会計基準では、「概念的には、数理計算上の差異についても遅延認識を認めないこととするか、あるいは、当期利益への算入を避けるにしてもその他の包括利益への算入という方法によることが適当であり、望ましいが、そうした方法はこれまでの実務を激変させることになることから、今回は採用を見送った」(SFAS 87 par. 107)とされている²⁷。ただし、その一方で、「年金については、年金債務の測定がそもそも一定の仮定に基づく見積りの結果であり、見積りには一定範囲内の誤差が不可避であることを考えれば、そのボラティリティを財務諸表に反映することは完全には実態の忠実な表現となり得ないとも考えられる」²⁸との見解も示されている(SFAS 87 par. 175)。

26 この点について、例えばIAS 19号では、1998年改訂に関する「結論の根拠」の中で、「新IAS 19号の最も重要な特徴は、市場に基づくアプローチによる測定にある。その主な影響は、割引率の基礎を貸借対照表日現在の市場利回りに置いたこと、および制度資産（年金資産）をすべて公正価値により測定することである」とされている(IAS 19(revised 2000)Appendix C par. 3)。

27 なお、この点に関連して、前述のような追加最小負債の認識は、過去勤務債務や数理計算上の差異の遅延認識を、不完全ながら貸借対照表上で補正するという機能を果たしているともみることができるとの見解がある(企業財務制度研究会[1999] p. 179)。

28 すなわち、たとえ年金債務の測定時点で経営者が入手できるすべての情報を考慮して経営者が考え得る最善の仮定を設定したとしても、経営者が数理計算上の差異の発生を予見することは不可能であり、例えば、ある一定の時点においては数理計算上の損失が生じたとしても、翌期以降になれば逆に数理計算上の利得が生じて相殺され、長期的には当初設定していた数理計算上の仮定が正しいという場合も考えられる。その場合に数理計算上の差異を即時認識すれば、当期には損失を認識し、その翌期には利益を認識するといったボラティリティが生じることになるが、それが実態を忠実に表したことになるのかは疑問であるとの考え方があり得る(企業財務制度研究会[1999] pp. 131~132参照)。

他方、国際会計基準では、1998年のIAS 19号改訂の際に回廊アプローチを採用することとした根拠につき、当時のIASC理事会としては、数理計算上の差異についても発生時に貸借対照表および損益計算書外の資本の部の双方において即時に認識する方法が「魅力的である」(attractive) ことを見出したものの、そうした処理は、業績報告に関する本質的な問題点²⁹が解決されるまで適用不可能であると考えられることから、1998年の改訂時点では「多くの関係者が非現実的であると考えられる水準の変動性を避ける実践的な方法であろう」と考えられる回廊アプローチを採用することとしたとされている (IAS 19(revised 2000)Appendix C pars. 41, 45)³⁰。

なお、前述のように、過去勤務債務についても費用の遅延認識が認められているが、これは見積り修正や市場金利の変動等による損益への影響を緩和するためというよりも、年金給付水準の改訂等のような制度変更の効果は将来にわたって徐々に発生していくものであるから、将来の期間にわたって配分するのが適当との理由によるものである。

(2) 閉鎖債務の会計

イ．会計基準の概要

閉鎖債務とは、原子力発電所などを将来閉鎖することに関する債務をいう。こうした債務につき、国際会計基準では、将来の経済的便益流出の可能性が高い場合に引当金として負債認識することとされているのに対して、米国会計基準では、原子力発電設備等を取得した時点以降、当該設備等の閉鎖や撤去にかかる法的債務または推定的債務を負うこととなった場合に、公正価値により負債として認識するとともに、当該負債と同額を関連する有形固定資産の簿価に加算するかたちで資産認識し、その減価償却を通じて費用を期間配分するという処理が要求されている。具体的には、以下のとおりである。

29 かかる問題点としては、財務業績には資本の部で直接認識される項目を含めるか否か、ある項目を損益計算書で認識するか資本の部で認識するかを決定する概念上の基礎をどう考えるか、最初に資本の部で報告された項目をその後損益計算書で報告(リサイクリング)すべきかどうか等が含まれるとされている (IAS 19(revised 2000)Appendix C par. 41)。

30 なお、1998年のIAS 19号改訂にかかる公開草案第54号(1997年1月公表)では、数理計算上の差異の会計処理として、「回廊」の範囲を超えた差異については貸借対照表および損益計算書の双方において即時認識するという回廊アプローチの導入案が提案されていた (IAS 19(revised 2000)Appendix C pars. 38, 42)。しかしながら、同草案に寄せられたコメントにおいてこうした処理方法への支持が得られなかった(特に、財務諸表作成者の大多数が、即時認識の結果として生じる不安定性は年金債務の長期的性格を実態に即して表したもとはいえないと主張した)ことから、同方法の採用には至らなかったとされている (同par. 44)。

(イ) 国際会計基準

国際会計基準では、閉鎖債務は、1999年に公表されたIAS 37号「引当金、偶発債務および偶発資産」³¹に規定される偶発債務の一種として取り扱われる。同基準によれば、偶発債務とは、過去の事象から発生し得る債務のうち、企業が完全に支配可能な範囲にあるとはいえない将来の1以上の不確実な事象が発生し、もしくは発生しないことによつてのみその存在が確認される債務、または、過去の事象から発生した現在の債務であるが、債務の履行のために経済的便益の流出が必要となる可能性が高くない、もしくは債務の金額が十分な信頼性をもって測定できない理由から認識されていないもの³²と定義されている（IAS 37 par. 10）。

こうした特徴から、偶発債務については、負債として認識してはならないとされ（IAS 37 par. 27）、その後、経済的便益流出の可能性が高くなったか否かを継続的に検討し、その可能性が高く（probable）なった場合に可能性が変化した期の財務諸表において引当金として負債の認識を行う（ただし、信頼できる見積りができないという極めて稀な状況を除く）ものとされている（同par. 30）。また、いったん引当金として負債を認識した場合でも、経済的便益の流出が債務の履行のために必要となる可能性がもはや高くないと判断されたときは、引当金を戻入しなければならないとされている（同par. 59）。なお、引当金の計上に伴う利益計算上の扱いについては、IAS 37号では特に規定が設けられていない³³。

引当金として負債認識する債務には、企業が過去の事象の結果として有している現在の法的債務および推定的債務³⁴が含まれる（IAS 37 par. 2）。また、負債認識する金額は、決算日時点で存在する債務を履行するために要する支出の最善の見込額（the best estimate）でなければならないとされ、具体的には発生する可能性が最も高い額が最善の見込額とされている（IAS 37 pars. 36, 40）³⁵。なお、引当金については、

31 IAS No. 37, "Provision, Contingent Liabilities and Contingent Assets".

32 なお、現在IASBは、米国会計基準との統合（convergence）プロジェクトのもとで、IAS 37号における「偶発債務」の定義から の要件を削除する方向で検討を進めている（IASB Update September 2003）。

33 IAS 37号では、引当金計上に伴う負債増加額をすべて当期に費用計上するか、負債増加額と同額の資産を計上し、その償却を通じて将来の期において費用計上するかという問題は取り扱わないとされている（par. 8）。

34 IAS 37号が対象としている偶発債務との関係では、推定的債務は、 確立されている過去の実務慣行や、公表されている政策または極めて明確な最近の文書によって、企業がある責務を受諾することが外部者に対して示されており、かつ、 その結果、企業はその責務を果たすであろうという合理的な期待を外部者に生じさせる場合に発生する債務であるとされている（IAS 37 par. 10）。

35 なお、引当金の対象となる偶発債務が何らかの大きな母集団に属している場合には、発生し得るあらゆる損失額をそれぞれの発生確率で加重平均した額（期待値）を用いて、統計的に引当金額を見積もることができるとされている（IAS 37 par. 39）。

負債に計上した後、毎年の決算日に評価替えすることが求められている(同par. 59)³⁶。

(ロ) 米国会計基準

閉鎖債務の会計処理について米国では、2001年6月にSFAS 143号「資産の撤去義務の会計」³⁷が公表される以前は、国際会計基準と同様に、閉鎖債務を偶発債務の一種と捉えて、将来の経済的便益の流出の可能性が高くなった段階で負債を認識するという実務が多く行われていた。

しかしながら、SFAS 143号の公表により、報告企業は、原子力発電設備等の有形固定資産を取得した時点以降、当該設備等の閉鎖や撤去にかかる債務を負うこととなった場合には、当該債務の公正価値の見積りを合理的に行うことが可能な限り、閉鎖債務を公正価値³⁸により負債として当初認識するとともに、当該負債と同額を関連する有形固定資産(原子力発電設備等)の簿価に加算するかたちで資産として認識し、その減価償却を通じて費用を期間配分することとされた。

36 この点、閉鎖債務については、引当金の評価替えに伴う負債の変動の会計処理方法についてさまざまな見解があり、実務がまちまちとなる可能性があるという問題が指摘されていた。このため、国際財務報告基準解釈指針委員会(IFRIC: International Financial Reporting Interpretations Committee)は、閉鎖債務等にかかる引当金の評価替えに伴う負債の変動の会計処理に関するIFRIC解釈指針案「廃棄、復旧およびそれらに類似の負債の変動」を2003年9月に公表した。同解釈指針案は、将来キャッシュ・アウトフローの見積りおよび割引率の見直しに伴う閉鎖債務等にかかる引当金の評価替えによる負債の変動額については、(i)同変動額が将来の期に費用配分されるべきもの場合は、負債の変動と同額だけ資産の帳簿価格を修正する扱いとすること、(ii)同変動額が過去または当期に費用配分されるべきもの場合は、当期の損益に反映する扱いとすること、時の経過に伴う引当金の評価替えによる負債額の変動は当期の損益に反映することを提案している。

後述の米国会計基準(SFAS 143号)と比較すると、上記解釈指針案は、割引率の見直しに伴う負債の変動も認識する扱いとされている点(米国会計基準では将来キャッシュ・フローの見積りの見直しおよび時の経過に伴う変動のみを認識)や、将来キャッシュ・フローの見積りの見直しに伴う変動のうち、過去または当期に費用配分されるべきものは、当期の損益として認識する扱いとしている(米国会計基準では、将来キャッシュ・フローの見積りの見直しに伴う変動が生じた場合は、負債の変動と同額だけ資産の帳簿価格が修正され、当期ではなく将来の期の損益として期間配分される扱いとなる)点で、SFAS 143号と異なっている。

37 SFAS No. 143 "Accounting for Asset Retirement Obligations".

38 公正価値としては、活発な市場における市場価格、または、こうした市場価格が入手できない場合は、将来キャッシュ・アウトフローの期待値を報告企業の信用リスクを勘案した割引率(credit-adjusted risk free rate)で割り引いた現在価値を用いる(SFAS 143 pars. 7~9)。

閉鎖債務として負債認識する債務には、法的債務のみならず推定的債務も含まれることとされている³⁹。

閉鎖債務にかかる負債については、当初認識後に每期評価替えすることとされており、その際には、市場金利の変化に伴う公正価値の変動は反映させずに、時の経過およびキャッシュ・フローの見積額の修正に伴う変動のみを反映する扱いとされている。このうち時の経過に応じた期首の閉鎖債務額に対する各期の利子費用相当額⁴⁰の計上に伴う変動額は、当該負債の増加として認識されるとともに、直ちに費用計上される。他方、キャッシュ・フローの見積額の上(または下)修正に伴う変動額は、当該負債およびこれに対応して計上されている有形固定資産の簿価の増加(または減少)として認識されるとともに、将来の減価償却費の増加(または減少)をもたらすことになる。

ロ．負債の認識・測定や利益計算上の特徴

閉鎖債務に関する国際会計基準および米国会計基準において、負債の認識・測定や利益計算上の特徴としては、両基準ともに推定的債務の負債認識を求めていること、国際会計基準では、将来の経済的便益流出の可能性が高い場合に引当金として負債を認識し、每期評価替えを行うこととしているのに対して、米国会計基準では、将来の経済的便益流出の可能性の程度にかかわらず、公正価値により負債を認識し、市場金利の変化の影響を除いて每期評価替えを行うこととしていること、負債認識に伴う利益計算について、国際会計基準では特に規定されていないのに対して、米国会計基準では負債の当初認識に伴う費用を将来に期間配分する扱いとしていることを挙げることができる。

39 具体的には、法令や契約に基づく義務のほか、報告企業による約束の履行を合理的に期待させるような、第三者に対する報告企業による約束に基づく義務(約束の禁反言の法理に基づく義務)も含まれることとされている(SFAS 143 pars. 2, A2, B16)。

約束の禁反言の法理(doctrine of promissory estoppel)について、SFAS 143号では、“Black’s Law Dictionary”を引用して、当該約束について受約者(promissee)が信頼することを約束者(promisor)が合理的に期待すべき場合で、かつ、受約者が当該約束を実際に信頼することにより不利益を被っている場合は、正義に反する結果を避けるため、当該約束に拘束力を与える約因(consideration: 約束と引き換えに約束者が利益を得ること等の英米法上の契約の成立要件)がなくても、当該約束は拘束力を有することになるという法理であると説明されている(SFAS 143 par. 2, f.n. 3)。

なお、こうした法理に基づく義務が発生する場合の例として、生産設備を閉鎖する際に設備の撤去や用地の回復を行わない計画をしていた企業のCEOが、当該計画を知ったマスコミや地域住民からの批判が大きくなったことを受けて、記者会見において、生産設備の閉鎖時に同設備の撤去および用地の回復を行うことを約束したことが示されている(SFAS 143 par. A4)。

40 具体的には、[期首の閉鎖債務額] × [当該債務の当初認識時の割引率]として計算される。

(イ) 推定的債務の負債認識

国際会計基準および米国会計基準のいずれにおいても、閉鎖債務の認識において、法的債務のみならず推定的債務も負債として認識することが求められている。すなわち、両基準（IAS 37号、SFAS 143号）では、報告企業が法律や契約に基づく義務を負う場合のみならず、報告企業が記者会見等を通じて閉鎖時のコスト負担についてコミットしている場合や、確立された過去の実務慣行がある場合等、報告企業が当該義務を履行することに対する第三者の合理的な期待がある場合も、一定条件のもとで負債認識の対象とすることが求められている。

(ロ) 負債の当初認識とその後の評価替え時における取扱い

閉鎖債務を負債として認識する場合の取扱いをみると、国際会計基準では、将来の経済的便益流出の可能性が高くなった段階で引当金として負債認識し、その後は每期その評価替えを行っていく扱いとされている。米国でも、SFAS 143号が導入される以前においては、閉鎖債務に関する会計実務は企業によりまちまちとなっていたが、国際会計基準における取扱いと同様、閉鎖債務に偶発債務に関する会計処理（SFAS 5号「偶発事象の会計」）を適用し、将来の経済的便益流出の可能性が高くなった段階で初めて負債を認識するという会計実務が少なからず行われていた。

しかしながら、SFAS 143号の導入後は、原子力発電設備等の有形固定資産の取得時点以降、当該設備等の閉鎖や撤去にかかる法的債務または推定的債務を負うこととなった場合には、将来の経済的便益流出の可能性の程度にかかわらず、当該債務の公正価値の見積りを合理的に行うことが可能な限りは、閉鎖債務を公正価値により負債として当初認識することとされている。なお、SFAS 143号では、後述する債務保証に関する米国FIN 45号と異なり、公正価値による負債認識の条件として、公正価値の見積りを合理的に行うことが可能であることが明記されている。この点は、閉鎖債務の金額の見積りにおいては、数十年先に発生する支払コストを見積もることになる場合もあり得るなど、信頼性をもって見積もることが難しい場合が比較的多くなることに配慮したものではないかと思われる。

また、SFAS 143号では、閉鎖債務を公正価値により負債として当初認識する扱いとしたうえで、その後の毎期における当該負債の評価替えにおいては、市場金利の変化に伴う公正価値の変動は反映させない（すなわち、市場金利による評価替えは行わず、現在価値を計算するための割引率は当初認識時と同一の割引率を使用する）こととし、時の経過およびキャッシュ・フローの見積額の修正に伴う変動のみを負債に反映させる扱いとしている。この点についてSFAS 143号では、市場金利の変化に伴う公正価値の変動を負債に反映させると、結果として閉鎖債務に関する費用計上額のボラティリティが過大となることに配慮したものと説明されている（SFAS 143 par. B52）。

(ハ) 負債の認識に伴う利益計算

閉鎖債務の負債認識に伴う利益計算については、国際会計基準では特に規定され

ていないのに対して、米国のSFAS 143号では、負債の当初認識に伴う費用を将来に期間配分する取扱いが明示されている⁴¹。すなわち、負債の当初認識に伴う利益計算についてSFAS 143号では、閉鎖債務を負債として当初認識した時点において、当該負債増加額をそのまま当期の損益計算に反映させるのではなく、当該負債額と同額を関連する有形固定資産（原子力発電設備等）の簿価に加算するかたちで資産として認識し、その減価償却を通じて費用を期間配分する扱いとされている。こうした会計処理が導入された理由として同基準では、有形固定資産の閉鎖や撤去にかかるコストは当該資産にかかる投資コストの一部と考えられ、そうしたコストは現行の会計実務では有形固定資産の取得原価に反映されている点が挙げられている（SFAS 143 par. B42）。また、こうした会計処理がもたらす効果として同基準では、報告企業が保有する有形固定資産にかかる全体的な投資コストを把握することが可能になる点や、そうしたコストを、当該資産の使用に伴う収益が生み出される将来の期間にわたって配分することが可能となる点が指摘されている（同par. B46）。

（3）債務保証の会計

イ．会計基準の概要

債務保証にかかる会計処理については、国際会計基準では、債務保証に伴う将来の経済的便益流出（支払）の可能性が高い（probable）場合に、当該債務についての最善の見込額を引当金として負債に計上することとされているのに対して、米国会計基準では、国際会計基準と同様、債務保証に伴う将来の支払の可能性が高いことを要件としていた従来の扱いを改め、現在は、将来の支払の可能性の程度にかかわらず、債務保証に伴う債務を公正価値により負債として当初認識するという扱いが採られている。具体的には以下のとおりとされている。

（イ）国際会計基準

債務保証について国際会計基準では、前述の閉鎖債務と同様、偶発債務として、IAS 37号「引当金、偶発負債および偶発資産」に従って、将来の経済的便益流出の可能性が高くなった段階で引当金として負債を認識する扱いとされており、当初認識後は、毎期の決算日に引当金の評価替えをすることが求められている（IAS 37 par. 59）。なお、引当金の計上に伴う負債の変動をすべて当期に費用計上するか、負債の増加額と同額の資産を計上し、将来の期にわたり費用計上するかという問題については、IAS 37号では取り扱わないこととされている（同par. 8）。

41 なお、当初認識後の評価替えに伴う評価差額については、前述のとおり、時の経過に伴う評価差額は当期の損益として即時認識される一方で、キャッシュ・フローの見積額の修正に伴う評価差額は将来に期間配分される扱いとなっている。

(ロ) 米国会計基準

米国においても、債務保証に伴う債務は、偶発債務と捉えられてきている。そして、一般に、偶発債務の認識・測定は、1975年に公表されたSFAS 5号「偶発事象の会計」⁴²によることとされてきている。SFAS 5号によれば、偶発事象とは、企業にとって利益または損失の発生する可能性が不確実な状況であり、かつ、その不確実な状況が1以上の将来事象の発生または不発生により最終的に解消するものと定義されている（SFAS 5 par. 1）。そのうえで、財務諸表公表前の入手可能な情報により、直近の決算日現在で資産の価値が毀損し、または負債が発生していた可能性が高いことが示され、かつ、損失の金額を合理的に見積もることができる場合には、偶発債務を負債として認識し、費用化することとされている（同par. 8）。そして、その場合の負債の計上額については、FASB解釈指針（FIN：FASB Interpretation）14号「損失額の合理的推定」⁴³に規定されており、損失の推定額に幅がある場合において、信頼性のより高い推定額があるときは当該推定額を、ないときは最低額⁴⁴をそれぞれ計上しなければならないこととされている（FIN 14 par. 3）。

債務保証に伴う債務の認識・測定についても、従来は、専ら上述のSFAS 5号の規定によることとされてきた。しかしながら、2002年11月にFIN 45号「他者の負債の間接的保証を含む保証に関する保証提供者の会計および開示」⁴⁵が公表され、債務保証については、債務保証契約を締結した時点で、それに伴う将来の支払の可能性の程度にかかわらず、当該債務保証に伴う債務の公正価値を負債として当初認識することとされた（FIN 45 par. 9）。

ここでいう債務保証に伴う債務の公正価値とは、保証提供者が保証料を受け取り、または受け取る予定にある場合には当該保証料相当額とされ、明示的な保証料が存在しない場合には、SFAC 7号「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報および現在価値の使用」⁴⁶で規定された期待現在価値⁴⁷の測定方法により最善の公正価値の見積額が提供されることが多いとされている（FIN 45 par. 9）⁴⁸。

42 SFAS No. 5, "Accounting for Contingencies".

43 FIN No. 14, "Reasonable Estimation of the Amount of a Loss".

44 信頼性のより高い推定額がない場合に最低額を負債計上することについて、注記では、最終的に確定した損失額が必ずしも最低額とならないとしても、その損失額が最低額を下回る可能性は低いと述べられている（FIN 14 par. 3）。

45 FIN No. 45, "Guarantor's Accounting and Disclosure Requirements for Guarantees, Including Indirect Guarantees of Indebtedness of Others".

46 SFAC No. 7, "Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurement".

47 複数のキャッシュ・フロー見積額について、それぞれを一定の利子率を用いて割り引いたうえで、それぞれの確率に基づいて加重した現在価値の総額をいう（FIN 45 par. 9b）。なお、割引に用いられる利子率については、見積もられるキャッシュ・フローに内在する前提と整合的な前提を反映していなければならないとされている（SFAC 7 par. 41b）。

48 なお、債務保証契約を締結した時点でSFAS 5号によっても偶発債務を負債として認識する必要がある場合には、SFAS 5号に基づいて負債計上する必要がある額とFASB解釈指針45号に基づいて計算された公正価値のうち、いずれか大きい額を負債として計上することが求められている（FIN 45 par. 10）。

債務保証に伴う債務を負債として認識する場合の利益計算の扱いについては、例えば、保証提供者が保証料を受け取る場合には受け取った現金等を資産計上し、受け取らない場合には負債計上相当額を費用計上する等、債務保証の態様によって異なることから、特定の扱いを求めていない（FIN 45 par. 11）。

また、負債を当初認識した後、毎期の評価替えは求められていないが、債務保証に伴うリスクから解放された場合には、負債を減額して、収益に戻し入れることが典型的な実務であるとされている。その場合の具体的な会計処理についての指針は示されていない⁴⁹ものの、保証債務の消滅または履行時のみに負債の消滅と収益を認識する、規則的かつ合理的な償却法により負債の減額と収益を認識する、または保証債務の公正価値の変動を通じて負債の減額と収益を認識するという現行の実務が例示されている（FIN 45 par. 12）。

ロ．負債の認識・測定と利益計算上の特徴

債務保証にかかる国際会計基準と米国会計基準の主な特徴を整理すると、まず、債務保証に伴う債務の負債認識については、国際会計基準では経済的便益流出の可能性が高くなった段階で引当金として負債認識することとされているのに対し、米国会計基準では、従来は、国際会計基準同様、専ら将来の支払の可能性が高まった段階で負債認識していたが、新たに公表されたFIN 45号により、将来の支払の可能性の程度にかかわらず、公正価値により負債として当初認識する扱いに変更されている。

このように米国において、債務保証に伴う債務の負債認識の取扱いが変更された背景には、SFAC 6号「財務諸表の構成要素」⁵⁰において債務保証に伴う債務が負債の定義を満たしていると言及されており（SFAC 6 par. 196）支払の可能性が高まっていない段階においても債務保証に伴う債務を負債として認識することが、そうした定義と整合的であると考えられたことがある（FIN 45 par. A35）。また、債務保証にかかる取引の経済的実態をより正確に会計情報に反映する観点からも、従来のように、債務保証に伴う将来の支払の可能性が一定水準以下である場合には負債として全く認識されない一方、一定水準を超えた途端に負債認識されることとするよりも、債務保証に伴う支払の可能性の程度にかかわらず、債務保証契約を締結した時点で、債務保証に伴う債務の公正価値を負債として認識するほうが情報の連続性を保つ観点から適切であるとの考え方が反映されていると考えられる。この点、FIN 45号では、債務保証に伴う債務を公正価値により負債として認識することにより、財務諸表の利用者に対し、企業の債務保証取引に関するより詳細な実態（more insight）を提供することができるとともに、取引の経済的実態をより正確に記述することができるという効果が述べられている（FIN 45 pars. A41, A43）。

49 FIN 45号では、保証債務の負債認識後の評価替えの指針を示すことは同号が対象とする範囲を超えるとしている（FIN 45 par. A49）。

50 SFAC No. 6, “Elements of Financial Statements”。

次に、債務保証に伴う債務を負債認識することに伴う利益計算の扱いをみると、国際会計基準においては引当金の計上に伴う負債の変動をすべて当期に費用計上するか、負債の増加額と同額の資産を計上し、将来の期にわたり費用計上するかについて特に規定を設けておらず、米国会計基準においても、保証債務の態様によって利益計算の扱いが異なることを複数の会計処理の例とともに示し、特定の会計処理を行うことを求めない扱いとしている。

また、債務保証を負債として認識した後の評価替えについては、国際会計基準が毎期の評価替えを求めることを規定しているのに対し、米国会計基準では毎期の評価替えは求められていない。なお、米国会計基準では、債務保証に伴うリスクから解放された場合に負債を減額し、収益に戻し入れることが典型的な実務とされているが、その場合の会計処理については指針は示されておらず、現行実務におけるいくつかの方法が例示されるにとどまっている。

(4) 小括

以上、本節では、国際会計基準および米国会計基準を対象として、年金債務、閉鎖債務および債務保証に関する会計基準の概要と特徴を整理してきた。ここで、これらの会計基準における負債の認識・測定およびこれに伴う利益計算上の特徴について、改めて取りまとめておくと、次のようにいうことができよう。

第1に、負債の認識・測定において将来のキャッシュ・アウトフローの発生に関する確実性の程度をどのように扱うかという点については、(a)これを負債の認識要件として勘案する基準（閉鎖債務および債務保証に関する国際会計基準ならびにこれらに関する過去の米国会計基準）と、(b)これを負債の測定要素として勘案する基準（年金債務に関する国際会計基準および米国会計基準、閉鎖債務および債務保証に関する現在の米国会計基準）がある。このうち(a)では、当該債務にかかる見積キャッシュ・アウトフローの発生する可能性が高い場合にのみ、その見積額により負債が認識される。他方、(b)では、将来のキャッシュ・アウトフローの発生に関する確実性の程度にかかわらず、債務の負債認識を行うこととされ、キャッシュ・アウトフロー発生に関する確実性の程度は、負債の測定において、例えば、複数の見積キャッシュ・アウトフローをそれぞれの発生確率に応じて加重平均し、その割引現在価値を求めるといったかたちで勘案されることになる。最近の米国会計基準においては、従来(a)の考え方が採られていた分野の会計処理に関して、(b)の考え方にシフトする動きがみられる。

第2に、推定的債務に関し、個別の分野ごとの会計基準において、その負債認識を具体的に求める動きがみられる。すなわち、年金債務については、国際会計基準、米国会計基準のいずれにおいても、法的に企業年金加入者の受給権が確定した年金債務のみならず、法的には確定していないが負債の定義を満たす推定的債務である年金債務も負債認識の対象とすることが求められている。また、閉鎖債務についても、国際会計基準および米国会計基準のいずれにおいても、法的債務のみならず、

経営者が閉鎖時のコスト負担について対外的にコミットすること等により生じる推定的債務も、一定条件のもとで負債認識の対象とすることが求められている。

第3に、負債の認識・測定に伴う利益計算の扱いをみると、将来のキャッシュ・アウトフローの発生に関する確実性の程度を負債の測定要素として勘案する会計基準では、利益計算に関して大きく2つの特徴がみられる。

1つには、いずれの基準でも、収益・費用を期間対応させる考え方が採られており、収益・費用を対応させるためにどのように費用認識を行うかについては、それぞれの債務の性格に応じた処理が行われているとみることができる。すなわち、原子力発電設備等の有形固定資産にかかる閉鎖債務については、同資産の取得時点以降、法的債務または推定的債務に関して負債認識が行われるとともに、対応する収益が同資産の償却期間にわたって回収される場合は、同負債と同額だけ関係する資産の簿価が加算され、同資産の減価償却を通じて費用が期間配分される。また、年金債務においては、各期の年金負債の増加額等は直ちに費用認識される一方、過去勤務債務については、将来の期間にわたって配分するのが適当との考え方から費用の遅延認識が認められている。他方、債務保証については、契約の態様によって収益・費用の対応関係が異なり得ることから、利益計算に関して特定の会計処理を求めることはしない扱いとされている。

利益計算面のもう1つの特徴としては、市場金利の変化に伴う負債の変動が損益のボラティリティの増大につながり得る場合において、これを緩和するための会計処理が導入されていることが挙げられる。すなわち、年金債務に関する会計では、市場金利の変化が反映される未認識数理計算上の差異に関して、その累計額が一定の幅（「回廊」）を超えない場合には、かかる数理計算上の差異を年金費用および年金負債として認識しないほか、回廊を超える部分についても、翌期以降の費用として遅延認識するという、回廊アプローチが導入されている⁵¹。また、米国会計基準における閉鎖債務の会計処理では、公正価値による負債の当初認識後、每期における当該負債の評価替えにおいて、市場金利の変化に伴う公正価値の変動は反映させない扱いとされており、これは、市場金利の変化に伴う公正価値の変動を負債に反映させると、結果として閉鎖債務に関する費用計上額のボラティリティが過大となることに配慮したものと説明されている。

51 なお、一定の幅を超える部分については、国際会計基準では上述の扱いとなる一方で、米国会計基準では、ABOベースであるものの、負債計上したうえで、その他包括利益に計上する扱いとなっている。これは、米国会計基準では、未認識過去勤務債務や未認識数理計算上の差異について、損益計算書上の損益には反映させないが、負債としては計上する扱いとしていることを反映したものと見える。

3. 負債会計の変容に伴う検討課題

2節で整理した負債に関する会計基準を巡る近年の国際的な動向は、将来のキャッシュ・アウトフローの可能性を経済的実態に即して貸借対照表上の負債情報に反映させるとの考え方にに基づき、従来は負債認識されていなかった債務について、より幅広く負債として認識しようとする動きと捉えることができる。そして、こうした動きは、負債の認識・測定のあり方に変化をもたらすとともに、利益計算にも影響を与えるものである。そこで、本節では、2節での整理を踏まえて、上記のような動きが負債の認識・測定およびこれに伴う利益計算のあり方という面で投げかけていると考えられる課題について検討する。

(1) 負債の認識・測定における将来キャッシュ・アウトフローの確実性の取扱いを巡る課題

2節でみたように、負債の認識・測定に関する近年の会計基準の特徴的な動きの1つとして、将来のキャッシュ・アウトフローの発生に関する確実性を負債の認識要件として勘案する考え方に代えて、これを負債の測定要素として勘案する考え方を取り入れる動きがみられる。

この点、将来のキャッシュ・アウトフローの確実性の程度を負債の認識要件として勘案する場合は、キャッシュ・アウトフローが発生する可能性が高いという要件（以下、「“probability”要件」という）を満たす場合に初めて負債を認識することになるため、その可能性が低い場合には全く負債が認識されない一方で、可能性が高くなった時点でまとまった金額の負債が突然認識されるというオール・オア・ナッシングの会計処理が行われる。したがって、将来のキャッシュ・アウトフローが発生する可能性に応じた負債認識が行われないという意味で経済的実態が十分に負債情報に反映されない恐れがあるのではないかと考えられる。これに対して、将来のキャッシュ・アウトフローの確実性の程度を負債の測定要素として勘案する場合には、キャッシュ・アウトフローが発生する可能性が低い場合であっても、負債を認識することが求められることとなるため、将来のキャッシュ・アウトフローの可能性に関して、経済的実態をより反映した負債情報の提供が可能になるものと考えられる。

もっとも、将来のキャッシュ・アウトフローの確実性の程度を負債の測定要素として勘案する場合においては、主に次のような点が検討課題として挙げられよう。1つめは、会計情報の信頼性をいかに確保するかという点である。会計情報の信頼性は、投資意思決定や契約の基礎として役立つ情報を提供するという財務報告の目

52 国際会計基準や米国会計基準の概念フレームワークでは、会計情報が具備すべき質的要件の1つとして信頼性が挙げられている（「財務諸表の作成および表示に関するフレームワーク」pars. 31~32、SFAC 2 pars. 58~62）。

的を達成するうえで重要と考えられており⁵²、例えば米国会計基準の概念フレームワークでは、数値が取引や事象を忠実に表現していること（表現の忠実性）や第三者により検証可能であること（検証可能性）などによって達成されるものとされている。将来のキャッシュ・アウトフローの確実性の程度を測定要素として勘案した期待値により負債を認識する場合、例えば、認識対象となる債務の将来キャッシュ・アウトフローにかかる確率分布の分散が大きいケースや、確率分布を見積もる過程において経営者の恣意性が大きく入り込むケースにおいては、負債情報の信頼性を十分に確保できるかどうかの問題になるものと考えられる。そうした問題への対応という観点から、期待値により認識する負債の範囲のあり方、負債測定の前提条件に関する情報開示のあり方、負債測定の前提条件や測定モデルの妥当性に関する外部監査のあり方などを検討する必要がある。

2つめの検討課題は、負債の認識における“probability”要件の取扱いのあり方について、一段と検討を深めていくことである。現状においては、“probability”要件が負債の認識段階で勘案されるものと、勘案されないものが混在している状況にある⁵³。この点、近年のリスク管理手法の高度化を通じて負債の公正価値の測定等が可能となりつつある中で、いかなる負債に関しても、“probability”要件を認識要件とすることなく、測定時にキャッシュ・アウトフローの確実性を勘案することとすべきだと考えるのか、それとも、負債の性格上、引き続き“probability”要件を認識要件として残すべきものがあるかと考えるのか、十分な検討を要するものと思われる。

（2）推定的債務の負債認識を巡る課題

負債の認識・測定に関するもう1つの特徴的な動きは、従来は個別の会計処理における取扱いが必ずしも明確ではなかった推定的債務について、個別の分野ごとの会計基準において、その負債認識を具体的に求める動きがみられることであった。

この点に関しては、第1に、個別の会計基準で負債認識が求められている推定的債務の中に従来の負債の定義⁵⁴を満たさないものが紛れ込んでいないかが検討課題となろう。例えば、年金債務に関する会計基準では、前述のとおり、法的に受給権が確定した給付分についてのみ計算される確定給付債務（VBO）ではなく、従業員の将来の昇給も勘案して計算された予測給付債務（PBO）を年金債務として捉えて、負債認識することが求められている。他方、現行の概念フレームワークにおける負債の定義では、「過去の事象に起因する現在の債務であること」が要件の1つとされている。仮に、PBOのうち将来昇給分が「将来の事象」に起因する債務と

53 例えば、米国会計基準では、債務保証や閉鎖債務の負債認識においては“probability”要件が勘案されない一方で、製品保証引当金等のSFAS 5号が適用される偶発債務を負債認識する場合には“probability”要件が勘案されることになる。

54 脚注21参照。

考えられるとすれば、年金債務に関する会計基準の負債認識の取扱いは、「過去の事象に起因する」という従来の負債の定義を満たしていないことになる⁵⁵。こうした検討の結果、個別の会計基準において負債認識が求められている推定的債務の中に従来の負債の定義を満たさないものが紛れ込んでいると考えられる場合には、第2の検討課題として、そうした推定的債務を従来の負債の定義を見直してまでも負債として認識する必要があるか、その場合はどのように負債の定義を見直すのが適当かについて検討する必要がある。

(3) 負債の認識・測定に伴う利益計算上の取扱いを巡る課題

2節でみたように、将来のキャッシュ・アウトフローの発生に関する確実性の程度を負債の測定要素として勘案する会計処理においては、利益計算に関して、収益・費用を期間対応させる考え方が採られており、収益・費用を対応させるためにどのように費用認識を行うかについては、それぞれの債務の性格が考慮されていると考えられること、市場金利の変化に伴う負債の変動が損益のボラティリティの増大につながり得る場合において、これを緩和するための会計処理が導入されていることという2つの特徴がみられる。

上記の特徴のうち、第1の点については、収益・費用を期間対応させるための具体的な会計処理が債務の性格や従来の会計の考え方と整合的なものになっているかが検討課題となろう。例えば、閉鎖債務に関する米国会計基準においては、費用認識の方法として、引当金を徐々に負債計上する方法や、資産を計上したうえでその減価償却を通じて費用配分する方法といった従来の方法ではなく、閉鎖債務を負債認識すると同時に、関連する資産の簿価を同額切り上げて、これを将来の期に費用配分する方法が採用されている。こうした方法が採用されていることに関して、その理由や会計理論上の位置付けを検討する余地があろう。

また、上記の特徴のうち、第2の点については、そうした緩和措置の導入が、取引の経済的実態を忠実に表現することに資することになるのか、それとも、かえってこれを阻害することになるのかを検討する必要がある。すなわち、一方では、例えば年金債務のように、債務の大部分が長期にわたるものである場合には、長期的には相殺される可能性の高い負債額の短期的な変動をそのまま貸借対照表および損益計算書に反映するよりも、回廊アプローチのような緩和措置を導入したほうが経済的実態に即した会計処理となるかの考え方があり得る。他方では、負債額の変動が将来的に相殺される性格のものかどうかの判断は困難であり、そうした緩和措置は経済的実態の忠実な表現を歪める恐れが強いとの考え方もあろう。いずれの考え方によるべきか、十分な検討が必要であると思われる。

55 醍醐 [2001] 参照。

4．結びに代えて

本稿では、負債に関する会計基準を巡る近年の国際的な動向として、将来のキャッシュ・アウトフローの可能性を経済的実態に即して貸借対照表上の負債情報に反映させるとの考え方から、従来は負債認識されていなかった債務について、より幅広く負債として認識しようとする動きを取り上げ、そうした動きにおける負債の認識・測定や利益計算上の特徴と課題について検討した。

将来キャッシュ・アウトフローが発生する可能性をより経済的実態に即して負債情報に反映させるという方向性は、投資家等への情報提供の充実に資するものとして評価できる。しかしながら、従来よりも幅広く債務の負債認識を行っていく場合、負債の測定における信頼性や、負債の変動に伴う損益への影響といった面で、問題が生じてくる可能性もあり得るものと考えられる。

このため、負債会計を巡る議論においては、投資家等の情報ニーズに応えるための負債認識の範囲拡大がかえって負債情報の信頼性や利益情報の有用性の低下を招くことのないよう、必要に応じて、期待値により認識する負債の範囲のあり方、負債の測定の前提条件等に関する情報開示や外部監査のあり方、経済実態を必ずしも反映しないと考えられるような損益変動を緩和する会計処理の要否等につき、十分な検討を加えていくことが重要と考えられる。

参考文献

- 今福愛志、『企業年金会計の国際比較』、中央経済社、1996年
、『労働債務の会計』、白桃書房、2001年
- 川村義則、「現在価値の測定をめぐる問題について 保証債務の会計処理への応用」、『會計』第156巻第6号、森山書店、1999年
、「負債の定義と認識要件 近接諸概念との比較検討」、『會計』第163巻第1号、森山書店、2003年
- 企業財務制度研究会、『年金会計』、中央経済社、1999年
、「わが国会計基準の国際会計基準および米国会計基準との比較調査 国会計基準の国際的調和化に関する研究委員会報告」、『企業財務制度研究会』、2001年
- 斎藤静樹、『企業会計とディスクロージャー（第2版）』、東京大学出版会、2003年
- 醍醐 聰、『会計学講義（第2版）』、東京大学出版会、2001年
- 中央青山監査法人（編）、『米国会計原則ガイドブック（第2版）』、中央経済社、2002年
- デロイトトウシュートマツ（編）、『国際財務報告基準の実務』、中央経済社、2003年
- 徳賀芳弘、「アメリカにおける負債概念の変化に関する一考察（1）」、『経済論究』第55号、九州大学大学院経済学会、1982年
、「伝統的な負債概念から新しい負債概念へ 国における変化」、『企業会計』Vol. 46 No. 8、中央経済社、1994年
、「退職給付会計と利益概念」、『會計』第159巻第3号、森山書店、2001年3月
、「引当金の認識と評価に関する一考察」、『IMES Discussion Paper No. 2003-J-17』、日本銀行金融研究所、2003年
- 平松一夫・広瀬義州（訳）、『FASB財務会計の諸概念（増補版）』、中央経済社、2002年
- 山田昭広、『アメリカの会計基準（第4版）』、中央経済社、2000年
- Financial Accounting Standards Board (FASB), *FASB Interpretation No. 14 : Reasonable Estimation of the Amount of a Loss*, 1976.
、*FASB Interpretation No. 45 : Guarantor's Accounting and Disclosure Requirements for Guarantees, Including Indirect Guarantees of Indebtedness of Others*, 2002.
、*Statement of Financial Accounting Concepts No. 6 : Elements of Financial Statements*, 1985.
、*Statement of Financial Accounting Concepts No. 7 : Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, 2000.
、*Statement of Financial Accounting Standards No. 5 : Accounting for Contingencies*, 1975.
、*Statement of Financial Accounting Standards No. 87 : Employer's Accounting for Pensions*, 1985.
、*Statement of Financial Accounting Standards No. 132 : Employer's Disclosures about Pensions and Other Postretirement Benefits*, 1998.
、*Statement of Financial Accounting Standards No. 143 : Accounting for Asset Retirement Obligations*, 2001.

International Accounting Standards Board (IASB), *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, 1989.

, *International Accounting Standard No. 19: Employee Benefits*, 1998a.

, *International Accounting Standard No. 37 : Provision, Contingent Liabilities and Contingent Assets*, 1998b.

